

令和7年1月9日

質疑回答書

令和6年12月26日までに提出された意見・質問への回答は以下のとおりです。

工事名：明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事

想定できない地中障害物の扱いについて

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.3	第1章第2節7(1)イ	発注図書では確認できない地中障害物が発見された場合には、撤去及び処分に係る費用は設計変更協議の対象になるものと解してよろしいでしょうか。	要求水準書及びその添付資料に明記されているものや、要求水準書及びその添付資料に記載の内容から合理的に類推可能な範囲のものの撤去及び処分費用は、見積価格に含めてください。それ以外の子期できない大規模な工作物や地中障害物が発見された場合は、本市と協議の上、決定します。
2	要求水準書	P.12	第3章第1節9 その他の工事条件	「予期せぬ大規模な工作物や地中障害物が存在した場合は、別途協議を行う。」と記載ございますが、協議後設計変更による請負金額変更・工期変更になるとの認識でよろしいでしょうか。	予期せぬ大規模な工作物や地中障害物が発見された場合は、撤去及び処分費用に関する協議を行い決定します。工期については、まずは全体工事工程の中での合理的な調整を求めますが、調整が不可能な場合は変更を行います。
3	要求水準書	P.12 P.14	第3章解体撤去工事仕様 第1節一般共通事項9	地下部分の撤去対象は図面で示されている基礎杭も含まれるでしょうか。また図面に示されていない予期せぬ大規模な工作物や地中障害物が存在した場合は、別途協議を行い、撤去する場合は設計変更対象になるとの認識でよろし	地下部分の撤去対象には、図面に記載されている基礎杭も含めてください。要求水準書及びその添付資料に記載の内容から合理的に類推不可能な、予期できない大規模な工作物や地中障害物が発見された場合は、本市と協議の上、決

			その他の工事条件(1) 第3節解体撤去工事 4 建築物解体	いでしょうか。	定します。
4	添付資料05：① 建築工事01 施工図	P.23	図面番号「CJ-2」	フーチング下にコンクリート状の地下構造物（ラップルコンクリートを想定）が記載されていますが、撤去対象物でしょうか。撤去対象物の場合、仕様と数量をご教示願います。数量が不明の場合には、設計変更の対象になるとの認識でよろしいでしょうか。	ご質問の「コンクリート状の地下構造物」は撤去対象に含めてください。仕様・数量は不明のため、解体設計において、想定仕様・数量を設計書（内訳明細書）に示してください。撤去・処分を実施し、想定仕様・数量と異なった場合は変議の上、決定します。

アスベスト除去工等について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書 設計施工請負契約約款	P.1 P.6	4 変更(3) 第18条第1項第6号、 第4項、第5項	アスベスト除去工について、公告時に提供された資料からは技術的に予期できない箇所（例えば地下部外面）にアスベストが含有されていることが判明した場合、要求水準書に従い協議の実施、約款に基づき設計図書の訂正又は変更を行い、工期および請負代金額について設計変更の対象になるとの認識でよろしいでしょうか。工期若しくは請負代金額のいずれかが設計変更の対象となるなど認識が異なる場合、具体的にご教示願います。	ご質問のような、要求水準書及びその添付資料に記載の内容から合理的に類推不可能な範囲にアスベストが発見された場合は、解体設計において作成された設計書（内訳明細書）を参考に協議の上、決定します。工期については、まずは全体工事工程の中での合理的な調整を求めますが、調整が不可能な場合は変更を行います。
2	要求水準書	P.13	第3章第2節1 解体前の事前措置と 除去	本文中にて「事前に調査を行った結果については添付資料6に示すとおりである。」と記載ございますが、アスベスト数量をご教示願います。	添付資料6は代表点のみの調査のため、提示できるアスベスト数量はありません。なお、事前調査はアスベスト含有の有無が不明確な箇所を中心に実施しており、図面からア

				代表点での調査のため試料採取・分析を実施していない箇所 にアスベスト含有の可能性のあることから、予期できない 箇所にアスベスト等汚染物・有害物が判明した場合には 設計変更の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。 (アスファルト防水、配管貫通部の耐火防災材料等)	スベスト含有の可能性が高いと判断できるものについて は敢えて調査を実施していません。したがって、事前調査 を実施していない箇所にもアスベスト含有の可能性はあ ります。提示図面や添付資料 6 の内容から合理的に類推で きる範囲は、アスベスト含有と見なして見積価格に含めて ください。数量については、解体設計において想定され たものを設計書（内訳明細書）に示してください。予期で きない箇所に追加調査でアスベスト等汚染物・有害物の有 無が判明した場合は、作成された設計書（内訳明細書）を 参考に協議の上、決定します。
3	要求水準書	P.13	第 3 章第 2 節 1 (4)	本工事受注後、アスベストの追加調査を実施しますが、適 正処理の観点から、新たにアスベストの含有が判明した場 合には、その撤去及び処分に係る費用については、設計変 更協議の対象になるものと解してよろしいでしょうか。	本工事の提案上限価格には、要求水準書及びその添付資料 に記載の内容から合理的に類推可能な範囲のアスベスト 除去・処分費は含まれている想定です。解体設計において、 合理的に類推可能な数量は見込み、作成される設計書（内 訳明細書）に示してください。 本工事受注後のアスベスト追加調査で、予期できない範囲 からアスベスト含有の有無が判明した場合は、作成された 設計書（内訳明細書）を参考に協議の上、決定します。後 に協議を行いやすいように、解体設計において、その「予 期できない範囲のアスベスト」は別扱いとしてください。
4	要求水準書	P.13	第 3 章解体撤去工事 仕様 第 2 節汚染物・有害物	「その他事業者において漏れのないよう追加調査を行い、 市へ報告すること」と記載されていますが、 ア) 受注者による事前・追加調査の結果、ダイオキシン、	ご質問のアについて、要求水準書及びその添付資料に記載 の内容から合理的に類推不可能なものが判明した場合は、 作成された設計書（内訳明細書）を参考に協議の上、決定

			の除去（４）	アスベスト等の数量が増減した場合、設計変更対応いただけますか、対応できない場合その理由をお示し願います。 イ）受注者による事前・追加調査の結果、想定外の汚染物（ダイオキシン・アスベスト以外）が確認された場合、設計変更対応いただけますか、対応できない場合その理由をお示し願います。	します。ただし、合理的に類推可能な範囲は提案上限価格に含めている想定ですので、解体設計においてその数量は見込み、作成される設計書（内訳明細書）に示してください。作成された設計書（内訳明細書）を参考に協議を行います。 ご質問のイについて、想定外の汚染物（ダイオキシン・アスベスト以外）が確認された場合の対応については、本市と協議の上、決定します。
--	--	--	--------	---	--

残置された一般廃棄物、産業廃棄物の処分について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.13	第３章第２節１（１）	「解体に先立ち、資源物及び備品等を含めて残置物については、本工事で適正に除去・撤去及び処分すること」とありますが、建築物の解体時等における残置物の取扱いについては、環境省の通知（環境適発第1806224号、環境規発第1806224号）にて、所有者等が適正に処理するよう指導されています。そのため、一般廃棄物に該当する残置物については、基本的には発注者様にて本工事着手までに撤去されるものと解してよろしいでしょうか。	資源物及び備品等を含む残置物は、明石クリーンセンター敷地内の指定する場所へ運搬してください。処分は市が行います。
2	要求水準書	P.13	第３章第２節１（１）	上記について、本工事着手後に残置されている一般廃棄物については、回収及び明石市クリーンセンター敷地内までの仮置きを本工事範囲と解してよろしいでしょうか。	資源物及び備品等を含む残置物は、明石クリーンセンター敷地内の指定する場所へ運搬してください。処分は市が行います。

3	要求水準書	P. 13	第3章第2節1 解体前の事前措置と除去(1)	「備品等を含めて残置物については、本工事で適正に除去・撤去及び処分すること」とありますが、残置されている備品等は環境省より「建築物の解体時等における残置物の取り扱いについて（通知）」（環循適発第 1806224 号、環循規発第 1806224 号平成 30 年 6 月 22 日）により、解体前に当該所有者等が残置物を適正に処理する指導が行われております。また、書類や机等は一般廃棄物に該当すると考えられます。従って、受注者はこれらの回収・集積を行い、処分は発注者様が行うと考えてよろしいでしょうか。	資源物及び備品等を含む残置物は、明石クリーンセンター敷地内の指定する場所へ運搬してください。処分は市が行います。
4	要求水準書、現場調査	P. 13	第1章第3節7(2)イ、第3章第2節1(1)	本市が行う業務②・既存施設からの不要備品等の処理・処分とありますが一般廃棄物の残置（現地調査時に確認）されているものにつきましては、建築物の解体時等における残置物の取扱いについて（通知）（環廃産発第 1402031 号、環循適発第 1806224 号、環循規発第 1806224 号）に示される通り、工事着前までに事業者側で撤去清掃頂けるものと理解でよろしいでしょうか。	記載のとおり「処理・処分」は市が行います。撤去及び清掃は事業者が行い、資源物及び備品等を含む残置物は、明石クリーンセンター敷地内の指定する場所へ運搬してください。
5	現地見学	—	—	残置予定の什器・書類等は受注者にて処分と聞いていますが、受注者の所掌は隣接の新焼却炉までの運搬だけでしょうか？また処分費も受注者側の負担でしょうか？	残置予定の什器・書類等は、明石クリーンセンター敷地内の指定する場所へ運搬してください。処分は市が行います。
6	要求水準書	P. 3	第1章第2節7(1)イ	地下オイルタンクや貯留槽等、残留状況を確認できない設備について残留物が相当量あった場合、及び処理困難物があった場合は、協議の対象と解してよろしいでしょうか。	地下オイルタンクや貯留槽等の残留物は、解体工事における建設廃棄物（産業廃棄物）として事業者にて処分してください。想定する数量は、解体設計において設計書（内訳

					明細書)に示してください。想定数量よりも相当多く残留物がある場合は、協議の上、決定します。 処理困難物の対応については、本市と協議の上、決定します。
7	現地見学	—	—	作動油・潤滑油等の油配管の抜油は終わっているでしょうか？	作動油・潤滑油等の油配管の抜油状況は不明です。
8	要求水準書	P.3	第1章第2節	灰ピット周り、ピット内の残渣はないものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合には、数量をご教示願います。 また、特別管理型産廃処理の場合には別途設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	残留灰やピット内の残渣については、灰クレーンやごみクレーンで可能な範囲で除去していますが、一定量の残置があります。残留灰及びピット内の残渣は、明石クリーンセンター敷地内の指定する場所へ運搬してください。処分は市が行います。なお、残留灰については指定の形態(フレコンバックに土嚢袋で小分け)で明石クリーンセンター敷地内の指定する場所へ運搬等してください。
9	要求水準書	P.13	第3章第2節1(2)	「ごみピットの残留ごみについては、市が処分を行うため、解体工事において取り出し、指定の場所(同敷地の明石クリーンセンターのごみピット)に搬送すること」とありますが、灰ピットの残留灰についても同様に、回収及び明石市クリーンセンター敷地内までの仮置きを本工事範囲と解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、灰ピットの残留灰についても、指定の形態(フレコンバックに土嚢袋で小分け)で明石クリーンセンター敷地内の指定する場所へ運搬等してください。
10	現地見学	—	灰ピット	残留する焼却灰は工事着前までに事業者側で撤去清掃頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	残留する焼却灰については、既に灰クレーンで可能な範囲で除去していますが、一定量の残置があります。残留灰は指定の形態(フレコンバックに土嚢袋で小分け)で明石クリーンセンター敷地内の指定する場所へ運搬等してください。

11	現地見学	—	—	およその残留灰の量をご教示願います。	残留灰の残渣については、灰クレーンで可能な範囲で除去していますが、一定量の残置があります。そのため、残留灰の数量はご提示できかねます。
----	------	---	---	--------------------	---

ピット内の滞留水について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.3 P.12	第1章第2節7 業務範囲 第3章第1節6 廃棄物の適正処理 (ごみピット)	現地見学にてごみピット内や破碎機室等に滞留水のある状態を確認致しました。工事着手時には発注者により抜き取りが完了しているものと考えてよろしいでしょうか。	滞留水は残置されているものとしてご認識ください。
2	現地見学	—	—	およそのごみピット滞留水の量をご教示願います。	降雨等により増加するため、滞留水の数量はご提示できかねます。
3	現地見学	—	—	ごみピット滞留水は雨水由来でしょうか？	ごみピットの滞留水は、雨水または地下水由来です。
4	現地見学	—	—	ごみピット滞留水の分析結果をご教示願います。	ごみピットの滞留水の分析結果はございません。
5	現地見学	—	—	ごみピット滞留水は、下水道放流基準に準拠していれば放流しても構いませんか？	ごみピットの滞留水は雨水・地下水由来のため、下水に流して構いません。
6	現地見学	—	—	ごみピット残留水は、下水道放流基準を満たさない場合は、持込みの水処理プラントで浄化して放流または除染水として利用しても構いませんか？	ごみピットの滞留水は雨水・地下水由来のため、下水に流して構いませんが、事業者にて持込みの水処理プラントで浄化して放流しても構いません。除染水として利用しても構いません。

樹木について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.12	第3章第1節9	景観保護の観点から、解体工事範囲内にある樹木のうち、工事に支障のない樹木については、残置してもよろしいでしょうか。	解体撤去敷地範囲内の樹木は、全て撤去してください。
2	要求水準書	P.12	第3章第1節9	伐採木の処分数量はどのようにお見込みでしょうか。ご教示願います。	解体撤去敷地範囲内の樹木は、全て撤去してください。

PCB について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	現地見学	—	—	旧収集事業課事務所内にトランスが置いてありましたが、この機器にはPCBは含有されていないものと解してよろしいでしょうか。また、PCBが含有されている場合には本工事請負者で処分できませんので、発注者様にて移動していただけるものと解してよろしいでしょうか。	旧収集事業課棟内の変圧器に PCB は混入していない(検査済み)ので、工事で処分してください。
2	現地見学	—	工場棟内	照明器具の安定器がいくつか集積されていますが、安定器がPCB含有物の場合は、事業者側で撤去処分頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	工場棟内の安定器に PCB は混入していない(調査済み)ので、工事で処分してください。
3	現地見学	—		残置予定のトランス・コンデンサー等はPCB調査を全て行っているでしょうか？	全てPCB調査を行っています。
4	現地見学	—	蛍光灯	工事着手時に工事対象範囲の蛍光灯は全て撤去されてい	質問回答時点で全て撤去済みです。

				ますでしょうか。撤去されていない場合、積置きすることを想定しておりますが、積置き場所をご提示願います。認識が異なる場合、ご教示願います。	
--	--	--	--	--	--

汚染物について

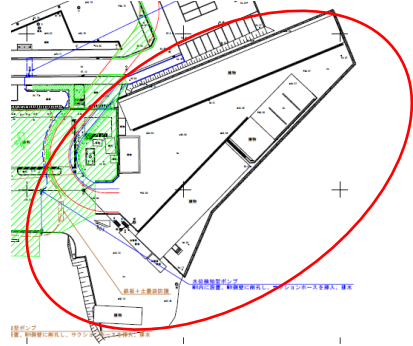
No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.12	第3章第1節7	「ダイオキシン類で汚染されている設備やアスベスト等有害物質を含有する設備の除去作業及び解体・撤去前には、汚染物が飛散することのないように設備全体を完全目張りする等により養生すること」とありますが、ダイオキシン類汚染機器の解体・撤去が完了するまでは、管理区域は開放できないものと解してよろしいでしょうか。	ダイオキシン類汚染機器の解体・撤去が完了するまでは、管理区域は開放できないものをご認識ください。（管理区域開放前には、開放しても支障が無いことを除染記録や作業環境測定等により示していただく必要があります。）
2	要求水準書	P.11	第3章第1節4 ばいじん等の飛散防止 (3)	「解体工事の作業場所で使用した車両～中略～を当該作業場所の外へ移動する場合は、あらかじめ洗浄、拭き取り等を行い、付着したばいじん等の飛散を防止すること。」とありますが、車両に対しては、作業場所を出る前にハイウォッシャー等によるタイヤ・車体洗浄を行い、ばいじんの付着が無いことを目視確認する程度の対応と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご質問のとおり、車両については作業場所を出る前にハイウォッシャー等によるタイヤ・車体洗浄を行い、ばいじんの付着が無いことを目視確認し、適宜写真記録を行ってください。
3	要求水準書	P.12	第3章第1節7 汚染物・有害物除去前の養生と仮囲い	「アスベスト等有害物質を含有する設備の除去作業及び解体・撤去前には、汚染物が飛散することのないように設備全体を完全目張りする等により養生すること。」とあり	ご理解のとおり、アスベスト含有成形板等レベル3に該当するものは原形のまま撤去するのであれば湿潤化して除去する方法で構いません。（この場合、目張りは不要です。）

				ますが、石綿則等によればアスベストの成形板等レベル3に該当するものは原形のまま撤去するのであれば湿潤化して除去する方法が認められております。 設備にレベル3の石綿が確認された場合でも完全目張りが必要なのかご教示ください。	
4	要求水準書	P.15	第3章第4節7 調査項目のまとめ	工事中の環境調査項目として「作業場空気中のアスベスト粉じん濃度の測定（管理区域内1点、除去前・除去中・除去後・解体中）」とありますが、アスベストの除去終了後の建屋解体中にアスベストの粉じん濃度の測定を行うという理解で良いでしょうか。また測定の頻度についてご教示願います。	ご質問の「解体中」については、アスベスト除去終了後の解体中にアスベスト粉じん濃度の測定を行っていただきたいものです。外部に対してアスベスト飛散が無いことを示すものであり、特に建屋解体作業のピーク（最も粉じんが舞いやすいと考えられるタイミング）にて1回測定してください。
5	現地見学	—	—	現地に新品が残置されている「イソライトスーパーボード」、「三井パーライト」は事前に撤去されるものと認識していますが、残置されていた場合、撤去対象でしょうか。また、製品の袋には「石綿混入してありません」と記載がありますが石綿含有建材に該当しないと考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	記載のとおり石綿含有建材には該当しません。撤去対象です。
6	要求水準書	P.12	第3章第1節4(1)	管理区域を設定した後の負圧養生管理は、24時間の終日管理、もしくは除染およびプラント機器撤去作業にかかる作業時間のみの管理のどちらでしょうか。	除染及びプラント機器撤去作業にかかる作業時間のみの管理で構いません。
7	要求水準書、現場調査	P.13	第3章第2節1(1)	工場棟の電気集塵機ヤード床上には、鳥糞等、既存鉄骨塗装はく離片、粉じん、かつ電気集塵機の劣化により機器の	電気集じん機ヤードは管理区域として区画養生の上、除染作業が必要なエリアと考えます。ご質問のものは、全て除

				内部から漏洩したばいじんが混合されて相当数堆積しておりますが、現地で分別はできないため、堆積物は全てダイオキシン類及び重金属混じりの産業廃棄物として処理するという理解で宜しいでしょうか。 また、これら堆積物は事前調査分析対象とはなっていないため、受注後処分前の調査結果にて特別管理産業廃棄物の処分対象となった場合は、設計変更の対象となるという理解で宜しいでしょうか。	染作業時の汚泥として処分いただくことになると考えます。 なお、除染作業時の汚泥について、要求水準書 P.12 に記載のとおり「焼却施設から発生した廃棄物のうち、ばいじん、燃えがら及び汚泥については、特別管理産業廃棄物として扱うこと。ただし、特別管理産業廃棄物等でないことを確認した場合はこの限りではない。」としてください。
8	要求水準書	P.11	第3章第1節2 仮設工事(1)	「解体施設毎に仮囲い及び防音シート又は防音パネル等を設置すること」とありますが、解体施設毎に仮囲いと防音シート又は防音パネル付きの仮設外部足場を設置しなければならないということでしょうか。 またその場合、躯体解体等により外部に粉じん等が飛散する可能性がある状態にある際に仮囲い及び防音シートを設置していれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ここで言う「施設毎の仮囲い」は、ご質問の「仮設外部足場」を想定しています。解体施設毎に、防音シート又は防音パネル付きの仮設外部足場を設置してください。 一方、工事エリア（解体工事範囲と既存物撤去範囲の周囲）を区画する「仮囲い」は、要求水準書 P.9 に記載のとおり 1.8m のガードフェンスを想定しています。 ご質問のように「解体施設毎に仮囲いと仮設外部足場を両方設置」することを求めているわけではありません。
9	要求水準書	P.11	第3章第1節2 仮設工事(5)	「粉じん防止に伴い発生する汚水は、汚水処理設備による処理または場外処分とする」とありますが、建屋解体時の散水も対象ということでしょうか。ご教示願います。	建屋解体時は、既にダイオキシンやアスベスト等の汚染物・有害物の除染・除去が完了し、管理区域を開放した段階と考えます。したがって、建屋解体時の粉じん防止用散水は、汚水処理設備による処理は不要です。各種基準の満足を確認の上、公共用水域又は下水に流して構いません。

給水、排水等について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.12	第3章第1節5(3)	汚染水除去により発生した汚水は、産業廃棄物処理ではなく、排水処理施設による処理にて、放流先の放流基準が満足できれば、放流先に放流できるとの理解で宜しいでしょうか。	本市の下水道への排除基準を満たせば、下水道に放流して構いません。
2	現場調査	—	ごみピット	建物内（ピット内も含む）滞留水は明石市の「下水道への排除基準」を満たせば公共下水への排水放流は可能でしょうか。	本市の下水道への排除基準を満たせば、下水道に放流して構いません。
3	要求水準書	P.12	第3章解体撤去工事仕様第1節一般共通事項5 汚水等の流出防止(5)	排除基準に準拠した処理水を場外排水する場合は工事範囲付近の雨水枡への放流は可能ですか。もしくは「既設門扉前の最終枡」まで移送が必要でしょうか。また放流先の指定はありますか。ご教示願います。	水質汚濁防止法に基づく公共用水域への排水基準を満たしていれば、雨水枡に放流しても構いません。（行先は、敷地内の既存調整池となります。） ご質問の「既設門扉前の最終枡」は下水の排水枡のことと考えますが、こちらは本市の下水道への排除基準を満たしていれば放流しても構いません。

4	添付資料 01：⑦撤去 図・排水迂回計画図	—	—	雨水排水及び汚水排水の移送ポンプの規格（kW 数：集水範囲と降雨強度から想定されるポンプ圧送能力）をご教示願います。また、休工日のポンプ運転を含む迂回ルート of 維持管理業務については別工事（受注後の協議事項）でしょうか。若しくは請負代金額に含まれますか。	雨水排水ポンプは、収集車車庫エリア(右図の赤丸範囲参照)の雨水排水を対象としたものです。この面積から、必要なポンプ能力を想定してください。 汚水排水ポンプについては、既存収集事業課からの下水排水を目的としたものです。要求水準書添付資料5の現収集事業課建築図面から想定してください。 なお、迂回ルートの維持管理（破損した場合の復旧等）は見積価格に含めてください。ポンプ運転については、水位検知型ポンプを想定しており、休工日に特段の作業が生じるものでもないと考えていますが、何か特段の費用が生じる場合は受注後の協議事項とします。 
5	添付資料 04：⑤	—	上水切断	解体範囲側給水は入口上水メーター75 の下流側分岐箇所を切断すると考えてよろしいでしょうか。	給水管の撤去範囲についてはご理解のとおりです。

電気設備について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.3	—	「※解体に当たり・・・（収集事業課への給水、排水、雨水排水等を含む）」とありますが、電気設備は解体工事敷地内から撤去されているものと解釈してよろしいでしょうか。	解体工事敷地範囲内の電柱のうち「イナバ39」、「イナバ40」、「イナバ41」は解体工事において撤去対象外（継続して使用予定）です。また「イナバ42」～「イナバ47」の電柱は解体工事着手前に撤去されます。上記以外の電柱は撤去対象と解釈してください。
2	添付資料01:②工事範囲図〔解体工事〕、現地調査	—	—	赤枠範囲内の解体工事範囲内において、供用中の電線、電柱が存在し、現状のままでは撤去作業に支障をきたすと思われます。解体工事範囲内に存在する供用物（電線、電柱等）は、工事着手前に事業者側で移設等を行なって頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	解体工事敷地範囲内の電柱のうち「イナバ39」、「イナバ40」、「イナバ41」は解体工事において撤去対象外（継続して使用予定）です。また「イナバ42」～「イナバ47」の電柱は解体工事着手前に撤去されます。上記以外の電柱は撤去対象と解釈してください。
3	添付資料01:②	—	電気インフラ関連について	「添付資料01:②工事範囲図〔解体工事〕」に既存施設で利用中のものは、迂回等によりその機能を維持すること。と記載がありましたが、受領資料だけでは現状の配線・ケーブルの系統や種類等が不明な為、迂回工事の見積ができません。電気インフラ関連の見積は別途清算とさせて頂きませんかでしょうか。	電気・通信インフラ関連については、迂回いただくものはありません。
4	添付資料01:②	—	既存ユーティリティのうち電気関連について	現在使用している電力、NTT等通信（光ケーブルを含む）、TV共聴、などの契約者名又は使用者名、電力においては契約容量をお知らせください。	電気・通信インフラ関連については、迂回いただくものはありません。
5	添付資料01:⑦撤去	—	電気埋設管路	凡例として「電気埋設管路」が記載されておりますが、埋	本図の「電気埋設管路」の記載は、埋設物の注意喚起を目

	図・排水迂回計画図			設物の注意喚起が目的でしょうか。もしくは撤去、移設対象物としての明示でしょうか。	的としたものです。本図の「電気埋設管路」の撤去及び移設は不要です。
6	見積内訳書	—	2 事前工事(5) 既設利用中の電気配線迂回	当該内訳の該当作業は添付資料 01 : ⑦撤去図・排水迂回計画図に記載の電気埋設管路を迂回させるのでしょうか。また、迂回先はどの設備が対象でしょうか。	電気・通信インフラ関連については、迂回いただくものではありません。本表の「(5)既設利用中の電気配線迂回」は不要項目が残ってしまっていたもののため、特に記入いただく必要はありません。 修正した見積内訳書(Excel)をご使用ください。
7	現地見学	—	—	明石クリーンセンター太陽光発電所の配電ケーブルは工事対象区域内に配線されているのでしょうか。ある場合はその位置についてご教示願います。	電柱(イナバ 41)から太陽光発電所に配線されていますので、解体工事にて支障となるものではありません。

迂回路工事について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.3	第1章第2節7(1)イ	『迂回路工事が仮設の場合は本工事竣工後に復旧』との記載がありますが、本設と考えた場合、復旧は不要と考えて宜しいでしょうか。	迂回路工事が本設利用に耐えうるものの場合、復旧は不要です。また、仮設物であっても、後続の明石市新ごみ処理施設整備・運営事業でも継続して仮設対応する必要がある場合も、復旧は不要です。(例えば、迂回道路については、後続の明石市新ごみ処理施設整備・運営事業期間中も継続的に使用する必要があるため、本工事で整備された仮設的な迂回道路を継続的に使用することを想定しています。そのため、迂回道路は仮設的なものであっても復旧は不要です。)

2	要求水準書	P.3	第1章第2節7(1)イ	上記、本設と考えた場合の仕様・詳細をご教示願います。	国交省の公共工事標準仕様をはじめとする各種関係法令・基準・規格等に準拠したものであれば、本設利用に耐えるものとみなします。
3	添付資料01：⑥	P.3	現有施設運営関連の車両・人動線迂回図〔解体工事〕	迂回路についての仕様・詳細図（道路幅・勾配・付帯設備・舗装構成・区画線・横断側溝・路体側面構造等）をご教示願います。	迂回路の詳細設計も本工事範囲内として求めるものです。ご質問の内容は受注後の設計協議に拠りますので、添付資料1：⑥で示す計画図を参考に詳細設計をお願いします。
4	添付資料 01：⑦撤去図・排水迂回計画図	－	－	迂回路北側のプレハブハウスが撤去範囲として網掛けされておりますが今回の解体工事に含まれますか。 また、迂回路設置のため撤去した既設構造物（赤丸部）の復旧については解体工事完了後の協議事項との認識でよろしいでしょうか。もしくは現状復旧費用の金額に含むのでしょうか。（要求水準書 P3 に関連事項記載あり）さらに、迂回路設置に当たり舗装構成や通路勾配に指定はありますか。 	迂回路北側のプレハブハウスは、解体工事着手前に撤去済みのため、解体工事に含む必要はありません。 ご質問の赤丸部にある既設構造物は、本工事での復旧は不要と考えています。（迂回道路を、後続の明石市新ごみ処理施設整備・運営事業期間中も継続的に使用する必要があるため。） 迂回道路については、添付資料1：⑥で示す計画図に準拠したものであれば、詳細（舗装構成や道路勾配等）の指定はありません。適切な安全対策が施されており、収集車等の通行に支障が無く、収集車等の通行で破損した場合も適切に補修してもらえるのであれば、仕様は問いません。（仮設道路の維持管理も、本工事期間中は解体工事受注者の所掌としています。）
5	要求水準書	P.2	第1章第2節7イ	迂回工事の仮設の復旧内容は、後続事業との調整・協議によるとありますが、本工事での最低限の復旧（例えば植樹	迂回道路については、後続の明石市新ごみ処理施設整備・運営事業期間中も継続的に使用する必要があるため、本工

				帯、歩道インターロッキング等) する内容を具体的にご教示下さい。	事で整備された仮設的な迂回道路を継続的に使用することを想定しています。そのため、迂回道路設置に当たって撤去されたもの(植樹帯や歩道インターロッキング等)の復旧は不要です。
6	添付資料01:⑥現有施設運営関連の車両・人動線迂回図[解体工事]	P.2	車両・人動線迂回路	車両・人動線迂回路に示される仮設計画は、指定仮設でしょうか。それとも標準案、参考図程度を示すものであって、迂回路仮設計画は、受注者側で現場条件に応じて、計画変更することは可能でしょうか。	標準案・参考図を示すものであり、迂回路仮設計画は、現場条件及び協議に基づき計画変更いただいても構いません。

追加データ提供依頼

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	添付資料05:①旧大久保清掃工場－建築工事_03－竣工図(構造)	P.7	杭伏図・基礎伏図	杭伏図の図面がデータでは判別できません。判別可能な資料の提供をお願いします。	元図を写真撮影したものを提供するので、様式1を用いて請求してください。
2	要求水準書添付資料05:①旧大久保清掃工場－建築工事_02－竣工図(意匠)	P.20－ P.22	仕上表	仕上げ表(P20～22)の文字がデータ上では判別できません。石綿含有の可能性がある建築材料が判別できないため、判別できる資料のご提供をお願いいたします。	元図を写真撮影したものを提供するので、様式1を用いて請求してください。
3	要求水準書	P.15	第3章第4節6	市が定期的実施している既存井戸(3箇所)の井戸の位置をご教示下さい。モニタリング結果について、直近3回分の分析結果についても合わせてご教示下さい。	提示いたしますので、様式1を用いて請求してください。
4	添付資料01:②工事範	－	メガソーラー出入り	注釈において、メガソーラー出入り口は3箇所との記載が	提示いたしますので、様式1を用いて請求してください。

	囲図〔解体工事〕			ありますが、図面上では2箇所しか示されておりません。 追記をお願いします。	
5	添付資料 01：②～⑦	－	－	CAD データをいただけないでしょうか。	いずれも PDF 上で作成したものであるため、CAD データはありません。
6	添付資料 05:⑥	－	新大久保清掃工場－ 焼却施設建設工事_01 －意匠図	構造計算書をいただけないでしょうか。	本工事と関連性が無いため、提供は控えさせていただきます。
7	現地見学	－	その他	工場棟北西角の鉄骨折板屋根の図面(基礎等)をご教示下さい。	工場棟北西角の鉄骨折板屋根の図面はございません。
8	現地見学	－	三相変圧器	旧収集事業課事務所内に残置されている三相変圧器の取扱いについてご教示願います。処分する場合、PCB 不含証明(分析結果)をご提示願います。	旧収集事業課棟内の変圧器に PCB は混入していない(検査済み)ので、工事で処分してください。 分析結果を提示いたしますので、様式1 を用いて請求してください。

休日の考え方について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	優先交渉権者選定基準	P.6	①工期の短縮	本工事において、週休2日制を採用せずに週休1日にした場合、数ヶ月の工期短縮を図れます。しかし、働き方改革として一般的に建設業の週休2日を推奨されていることから、週休1日による工事短縮は、有効な手段ではないと解してよろしいでしょうか。	現場を4週8閉所とする必要はありません。従業員ひとりひとりの週休2日制導入については、事業者の判断に委ねます。（法令遵守を前提としており、例えば特定建設作業規制や時間外労働上限規制等の「規制」については必須ですが、「推奨」されているものは必須ではありません。）
2	様式集	P.22	様式7-5	標準工期 30 カ月の設定根拠は4週のうち休みを何日で設定されておられますか。なお、工期短縮の条件は4週のうち何日をお考えでしょうか。	現場4週8閉所を根拠として工期を設定しています。工期短縮の条件は、法定遵守を前提とする範囲です。
3	要求水準書	P.4	第1章第2節	「工程短縮に関する提案」について、本工事は発注者指定による4週8休工事と認識しております。認識が異なる場合、ご教示願います。	現場4週8閉所を根拠として工期を設定していますが、指定ではありません。
4	要求水準書	P.3	第1章基本的事項第2節 工事概要7 業務範囲	既存ユーティリティの迂回や、既存の車両・人動線の迂回工事について、休日、夜間等のクリーンセンターが不稼働日における施工は可能でしょうか。	明石クリーンセンターとしては焼却施設があるため不稼働日はありませんが、土曜・日曜・休日・夜間等の収集車の通行が無い日時に迂回工事をしていただくことは可能です。

契約について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.1	第1章第1節5 設計図書等の取扱い	本文中にて「事業者が作成した施工計画等による施工が行われる前に、計画等が要求水準書を満たしているかについて確認する。（承諾行為は伴わない。）」とあります。 発注者受注者間の臨場もしくは関係資料により、その内容について契約書類との整合またはお互いの認識に齟齬がないことを確かめたのち着手を行ってもよいとのことでしょうか。 また、要求水準書P.7の解体設計図書において関係箇所の確認で着手は可能でしょうか。	ご理解のとおりです。確認完了したことの手続きとして、工事打合簿の回覧や、打合せ・会議の議事録への記載を想定しています。 要求水準書P.7の解体設計図書における関係箇所に必要な事項が記載されていれば、その確認ができれば着手は可能ですが、詳細は上記の確認手続きに拠ると考えています。
2	募集要項	—	—	技術提案書に記入した事項が達成できなかった場合のペナルティについてご教示ください。	明石市旧大久保清掃工場ほか解体工事設計施工請負契約約款に定める、債務の不履行として取り扱う可能性があります。具体的には未達事項の内容に拠ります。
3	募集要項	—	—	入札に参加する者が1者であっても、入札は成立するのでしょうか。	お見込みのとおり成立します。（本工事は競争入札ではなく、公募型プロポーザル方式による随意契約です。）
4	要求水準書	P.5	第1章第4節3 契約適合検査要領書	「契約適合検査要領書」はどういった趣旨及び内容のものなのかご教示願います。	契約適合の疑義が生じた場合に、契約適合・不適合を証する検査を実施するために事業者が作成するものです。具体的な内容は、契約適合疑義の内容に拠り異なるため、一律に作成いただくものではありません。
5	要求水準書	P.12	第3章第1節6 廃棄物の適正処理(4)	「委託する許可業者との書面による契約」とありますが、電子契約は不可ということでしょうか。ご教示願います。	口頭による契約を不可とする主旨で記載したものあり、電子契約も可です。

6	応募案内	P.1	4 郵送する前の最終確認	「提出日時に、郵送（配達証明付）又は持参すること。」と記載ございますが、天変地異や郵便事情等を考慮して配達時間帯指定郵便の午前(2024 年 1 月 27 日午前)を指定した場合、万が一配送側の都合で到着が遅れたとしても書類は有効でしょうか。「持参による提出の際は、事前に本市へ連絡し、－中略－、本市の指定した時間帯に来庁すること。」と記載ございますが、「指定した時間帯」とは、具体的に最も早い指定日時をどのように考えられていますでしょうか。その日時をご教示願います。	ご質問のような、期限内を到着指定日時としたにも関わらず配送側の都合で到着が遅れた場合は理由を問わず無効です。 持参による提出の場合、提出希望日を連絡いただければ、来庁時間を市が指定します。（来庁時間は、募集要項記載のとおり「午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く）」の中で指定します。）
7	様式集	10	様式 4-6	一般廃棄物焼却施設解体工事の元請け竣工実績について、実績を証明する書類として、日本建設情報総合センターに（コリンズ）登録されている竣工登録確認書の写しでよろしいでしょうか。	実績を証明する書類は、コリンズの竣工登録確認書の写しで構いません。ただし、コリンズの竣工登録確認書にて、募集要項に定める要件を満たす実績であることが不明な場合は、契約書や発注図書等の補足資料を添付してください。
8	要求水準書	P.1	第 1 章基本的事項第 1 節共通事項 4 変更	変更について、要求水準書に記載されている大部分が事業者責任と読み取れますが、「ただし、本市が示す内容に変更がある場合は、本市と事業者との間で協議を行う。」との一文も記載されています。今回工事について、下記項目ごとに貴市のご対応をお示し願います。 ア) 協議事項が発生した場合、受発注者間で協議を実施し、双方同意のうえ設計変更 イ) 要求水準書に記載通り、すべては受注者（事業者）責任において設計変更をせず工事を完遂	ご質問のア・イ・ウのうち、本市の考えに近いものはア及びウです。 本工事は、一般廃棄物焼却施設解体工事に係る設計・施工一括発注による工事であり、同種の焼却施設解体工事施工実績のある事業者のノウハウ活用を期待するものです。したがって、要求水準書及びその添付資料に明記されているものや、要求水準書及びその添付資料に記載の内容から合理的に類推可能な範囲のものの撤去及び処分は見積価格に含めた上で、解体設計に反映してください

				ウ) その多くは要求水準書に示す通りであるが、事前調査等により発覚した汚染物（ダイオキシン、アスベスト、その他有害物）、工事進捗に合わせ発覚した支障物（地中障害物、活線、上下水、その他）は設計変更	い。 しかしながら、要求水準書及びその添付資料から合理的に類推不可能な支障物や汚染物が、受注後の調査や工事進捗により判明した場合は、本市と協議の上、決定します。判明した時点で協議申し入れを行ってください。
9	要求水準書	P. 6	第2章各業務の基本的事項第2節設計業務	本設計業務において管理技術者および照査技術者の配置は必要でしょうか。必要な場合その資格要件をご提示願います。	設計業務に係る管理技術者・照査技術者の配置は必須ではありません。迂回工事などで必要に応じて専門技術者（土木設計や建築設備設計など）に協力を求めてください。

様式集・契約約款について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	様式集	P. 4	様式4-2	事業参加が単独企業の場合は様式4-2の提出は不要でしょうか。	単独企業の場合も、様式4-2「応募者の構成企業表」は提出してください。（単独企業での応募であることを明確にいただくため。）
2	様式集	P. 10	様式4-6	明石市発注以外の実績を添付する場合において、コリンズを実績証明する書類として添付してよいでしょうか。	実績を証明する書類は、コリンズの竣工登録確認書の写しで構いません。ただし、コリンズの竣工登録確認書にて、募集要項に定める要件を満たす実績であることが不明な場合は、契約書や発注図書等の補足資料を添付してください。
3	様式集	P. 15	別図	※4「裏面の押印は、代表者印のみでよい」とありますが、表面同様「当市に登録されている「登録印」（会社印及び代表者印）」と読み取ってよろしいでしょうか。	当市に登録されている印が、会社印と代表者印の2種類である場合は、裏面については代表者印の方のみで構わない（会社印の方は不要）という主旨です。

4	様式集	P. 17	様式 7	様式 7 は提案書の表紙としてホッチキス綴じをしてよろしいでしょうか。なお、様式 7 の通し番号は不要でしょうか。	ご質問のと通りの仕様で構いません。
5	様式集	—	様式 7-1~7-5	技術提案書について制限枚数の他に参考資料として別添資料をつけることは認められますでしょうか。なお、参考資料が認められた場合の紙サイズに指定はございますか。	別添資料の添付を可としますが、別添資料に記載の内容は加算対象としません。あくまで指定様式に記載の提案事項を補足的に説明する程度の参考資料としてください。別添資料について、紙サイズは A4 判または A3 判綴じ込みとしてください。
6	様式集	P. 26	様式 7-8	証拠となる資料の添付は必要でしょうか。	証拠となる資料を添付してください。
7	様式集	P. 31	様式 7-13	お示しする事例は、1 例でよろしいでしょうか。	事例は 1 例で構いません。
8	様式集	P. 32	様式 7-14	お示しする事例は、1 例でよろしいでしょうか。	事例は 1 例で構いません。
9	様式集	P. 33	様式 7-15	お示しする事例は、1 例でよろしいでしょうか。	事例は 1 例で構いません。
10	請負約款	P. 16 P. 1	契約約款 19 条 設計図書の変更 要求水準書第 1 章 1 節 4 変更	契約約款 19 条と要求水準書第 1 章第 1 節 4 変更についてどちらの優先順位が高いとお考えでしょうか。	要求水準書第 1 章第 1 節「4 変更」の (3)「…ただし、本市が示す内容に変更がある場合は、本市と事業者との間で協議を行う。」及び (4)「その他、変更の必要が生じた場合は、本市の定める契約条項によるものとする。」に関する対応が、契約約款第 19 条に示す内容です。優先順位の上下関係というよりは、補完する関係と考えています。
11	設計施工請負契約約款	P. 4	第 13 条第 1 項工事材料の品質及び検査等	「中等の品質」と記載ございますが、準ずる図書等をご教示願います。また該当しない場合には、発注者受注者間での協議と考えてよろしいでしょうか。	準ずる図書は、要求水準書 P. 4「関係法令等の遵守」に示す各種図書・基準・規格等です。「中等の品質」の具体的な内容については、求められる機能に応じて協議に拠

					と考える。
12	設計施工請負契約約款	P.6	第18条4条件変更等	「自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること」と記載されていますが、下記事項について該当有無をお示し願います。 ア) 地元住民からの要望による施工方法の変更 イ) 地元住民からの要望による工事時間等の制約 ウ) 周辺環境モニタリング結果に基づく施工方法、施工条件の変更 エ) 地盤条件の変更に基づく補助工法等仮設工事の追加 オ) 工事の進捗により発覚した当初想定できなかった地中障害物 カ) 工事の進捗により発覚した当初想定できなかったその他施設	ア・イについては、基本的に発注者が負うべき内容であることから、「人為的な施工条件が実際と相違すること」に該当すると考える。 ウについては、周辺環境モニタリング結果の内容や、施工方法・施工条件の変更を必要とする原因の内容に拠ると考える。原因が事業者の施工方法に拠るものである場合は、当然、変更の責任は事業者にあると考えますが、その他の事業者に責の無い事象が原因の場合は「自然的な施工条件が実際と相違すること」に該当する場合もあると考える。 エについては、「自然的な施工条件が実際と相違すること」に該当する場合もあると考える。要求水準書P.3に記載のとおり補完的な地質調査は事業者所掌としており、その調査結果が、提示資料から合理的に類推できる範囲から大きく逸脱したものである場合は該当すると考えます。 オ・カについては、ご質問のとおり「当初想定できなかった」ものであれば、「人為的な施工条件が実際と相違すること」に該当すると考える。

内訳書について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.8	第2章第2節4 内訳書の作成	内訳書について確認を受けてからの作成とあります。確認を受けて作成する内訳書の詳細について、どのレベルまでをお考えでしょうか。様式5-3の記載でよろしいでしょうか。認識が異なる場合、具体的にご教示願います。	本項で記載の「作成要領書の確認を受けてから作成する内訳書」は、様式5-3のような概算金額を示すものではなく、数量・単価を明示した明細書を想定しています。他の質問項目でも回答のとおり、内訳明細書を参考に協議したうえで決定することとなりますので、変更設計に耐えうるものとしてください。
	内訳書	様式5-3	—		
2	内訳書	様式5-3	—	提出書類の「見積書（様式5-2）」に添付する内訳書（様式5-3）について、本工事の項目は全て交付対象内でしょうか。交付対象外の項目がありましたら、具体的にご教示願います。	以下は交付対象外項目としてください。 1. 事前調査のうち、(1)電波障害調査、(2)近隣建築物調査、(3)アスベスト調査のうち焼却施設・排水処理施設分以外、(5)その他の必要な調査 2. 事前工事のうち、(1)収集車等動線迂回～(6)工事用ユーティリティの引込、(10)その他の仮設工事 3. アスベスト等の有害物除去工事のうち、(3)旧収集事業課棟、(4)その他 4. ダイオキシン類等の汚染物除去工事のうち、(3)その他 5. 解体撤去工事のうち、(1)旧収集事業課事務所、(6)その他 6. 環境モニタリング
				また、交付対象内の項目については、その項目金額に1/3を乗じた金額を交付対象内(1/3)に、同様に2/3を乗じた金額を交付対象外として記載すればよろしいでしょうか。	交付対象内の項目は、その項目金額の全て(3/3)を「交付対象内(1/3)」に記載してください。「交付対象外」は記載無しで結構です。

				交付対象外の項目については、全て交付対象外に記載すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	様式集	P. 14	様式 5-3	内訳書において、産業廃棄物の積込、運搬及び処分費用につきましては、5. 解体撤去工事のそれぞれの解体対象毎（(1)～(6)）に計上すればよろしいでしょうか。また、スクラップ費用の扱いについてもご教示下さい。	産業廃棄物の積込・運搬・処分費用、及びスクラップ売却収益のいずれも、5. 解体撤去工事のそれぞれの解体対象毎（(1)～(6)）に計上してください。
4	様式集	P. 14	様式 5-3	内訳書において、撤去対象施設のうち、トラックスケール、車庫は、5. 解体撤去工事の（3）焼却施設－建築物・建築設備等に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	トラックスケール本体及び付属設備はプラント機器のため「(2)焼却施設－プラント機器」に撤去費を計上してください。（計量棟の建屋及び建築設備は「(3)焼却施設－建築物・建築設備等」に撤去費を計上してください。） 車庫については、「(6)その他」に撤去費を計上してください。
5	様式集	P. 14	様式 5-3	内訳書において、6. 環境モニタリングのうち、ピット埋め戻し、それにかかる購入土の事前分析費についても交付金対象か否かを区分して計上する必要はございますでしょうか。具体例として、旧収集事業課事務所横に設置されている浄化槽地下部の埋め戻し土壌がその主な対象と考えます。 また、購入土の事前分析対象項目は、環告 6 号に準拠すればよろしいでしょうか。	現時点の概算見積としては煩雑と考えるため、6. 環境モニタリングについては、全て交付対象外項目として計上してください。詳細は、内訳明細書作成時点での確認・振分けとします。 また、購入土の事前分析対象項目は、環告 6 号に準拠してください。
6	様式集	P. 21	様式 7-4	技術提案書Ⅱ. 安全・安心・安定性について施工実績に関する記述に同種の解体工事とは、募集要項第 2. 3（2）イ（イ）とありますが、4（2）エが正でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。

日程表、スケジュールについて

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	日程表	—	—	今回は工期に余裕がなくインフラの状況も不明確なため、仮契約締結後、本契約締結までの期間に現地調査は可能として、工程を計画してもよろしいでしょうか。	原則不可です。ただし、仮契約締結前であっても契約交渉に必要な範囲であれば、現地調査をしていただくことに支障はありません。
2	日程表	—	本見積合わせ	日程表に「本見積合せ」とありますが、提案価格書の提出金額と契約締結の金額は、同額になるものと解してよろしいでしょうか。	原則としては同額ですが、本工事は契約交渉を踏まえた随意契約のため、契約交渉において提案事項の変更を指示する場合は、提案価格書の提出金額から変更（減額）となる可能性があります。
3	要求水準書	P.6 P.7	第2章第2節2 解体設計	解体設計に関する工程表を提出しスケジュールの確認後、発注者と受注者間の見解の齟齬によりスケジュールの遅延があった場合、別途協議設計変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご質問がどのような場合を想定されているのかは明確ではありませんが、生じた齟齬の具体内容に拠ると考えます。まず、設計工程表の作成段階で、見解齟齬が生じないように双方が努めることが大前提です。その上で、全体が提案工期に収まるようにスケジュール管理することは事業者の責任所掌であり、提案スケジュールに沿うように各種設計資料や施工計画等の確認手続きを行うのは市の責任所掌と考えます。双方がそれぞれの責任所掌を果たそうとする中で、それでもなお齟齬が生じた場合、生じた齟齬の責任が市にもあれば、市もスケジュール調整に協力せざるを得ないと考えます。
4	要求水準書	P.4	第1章基本的事項 第2節工事概要 8 工事期間	「※工期短縮に関する提案により、最大で6ヶ月間工事期間を短縮する場合がある」と記載がありますが、「短縮する場合がある」とは具体的にどのような提案内容の場合を	原則として、提案いただいた短縮期間を反映した契約工期とする想定ですが、あくまでも契約交渉を踏まえて工期設定することとなるため「場合がある」と記載しています。

				想定されているのでしょうか。あるいは提案内容にかかわらず、必ず提案した短縮期間を反映した契約工期となるのでしょうか。ご教示願います。	提案の内容によっては、無理な工期短縮であると判断される場合（提案の加点審査で加点されない場合）も想定されます。その場合は契約交渉において、より現実的なレベルでの短縮工期を定めることになります。
5	現地見学	—	—	工事対象範囲周囲の他工事の影響で全体工程に影響が生じた場合、工期変更の協議対象となると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。	ご理解のとおりです。ただし、他工事の影響で全体工程に影響が生じないように、調整への協力をお願いします。

添付資料 01：②について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	添付資料 01：②	—	工事範囲図〔解体工事〕	【赤枠範囲内】の既存舗装は、全て撤去するものと解してよろしいでしょうか。	【赤枠範囲内】の既存舗装は、全て撤去してください。
2	添付資料 01：②	—	工事範囲図〔解体工事〕	【緑色範囲内】の撤去対象物は、GL より上をカットして撤去するものと解してよろしいでしょうか。	【緑色範囲内】の撤去対象物は、原則として GL より上部を撤去することとしてください。
3	添付資料 01：②	—	工事範囲図〔解体工事〕	黄色網掛け範囲に単管を打込む行為は、廃棄物処理法及び土壤汚染対策法の規制がかからないと解してよろしいでしょうか。	黄色網掛け範囲に単管を打込む行為は、廃棄物処理法及び土壤汚染対策法の規制がかかる可能性があります。原則として現 GL 以深を触らない方法での仮設工事を計画してください。（どうしても困難な場合は、解体設計時の協議に拠ります。）
4	添付資料 01：②工事範囲図〔解体工事〕	—	黄色着色部の土壤汚染について	調査結果から土壤汚染が解体工事に影響することはないとの認識で計画を行い、地下部掘削や黄色着色部の施工等で土壤汚染対策が必要な状況が顕在化した場合は、工期を	ご認識のとおりで構いません。まずは、黄色着色部の施工では土壤汚染対策が必要のない方法での計画をお願いします。

				含めて協議していただけるとの認識でよろしいでしょうか。	
5	要求水準書、	P.3	第1章第3節7(2)ア	既存物撤去に伴い、緑枠範囲が土壌汚染対策法第4条の届出対象範囲となる場合、それらの届出は工事着手前に発注者側でなされるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりで構いません。ただし「既存物撤去に伴い、緑枠範囲が土壌汚染対策法第4条の届出対象範囲となる場合」までの関係機関協議は、事業者の主導にて実施してください。（市も、必要に応じて同席はします。）また、どうしても届出が必要となった場合には期間も必要となることから、全体工期への影響が無いようにするためにも、十分早期に関係機関協議をお願いします。
	添付資料01:②工事範囲図〔解体工事〕	—	緑枠範囲内		
6	添付資料01:②工事範囲図〔解体工事〕、添付資料01:⑥現有施設運営関連の車両・人動線迂回図〔解体工事〕	—	緑枠範囲内	緑枠範囲内（黄色網掛け）の既存物撤去を行う場合、車両および関係者は添付資料01:⑥車両・人動線迂回路図に示される動線を使用できるため、作業エリアを拡大し完全通行止めの状態で撤去作業ができるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、添付資料1:②に記載のとおり、メガソーラーの出入り口3箇所はメンテナンスの際に使用するため、メンテナンス時には車両が出入りできるように配慮をお願いします。

添付資料 01：④と工事用道路について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	添付資料 01：④	－	工事用地として使用可。(資材置き場等での利用も可)の敷地の使用について	現場事務所等仮設ハウス設置用地として使用してもよろしいでしょうか。	構いません。
2	添付資料 01：④	－	工事用地として使用可。(資材置き場等での利用も可)の敷地の使用について	上記質問について使用する際の条件等お知らせください。 ※土壌汚染対策法に係る条件、埋設廃棄物にかかる条件等	現 GL 以深を触らない方法での利用を計画してください。
3	添付資料 01：④	－	工事用地として使用可(※ただし、非常時に市が災害廃棄物仮置き場として使用する・・・敷地について	工事用車両(通勤車両を含む)の駐車場として使用する場合の条件などあればお知らせください。	現 GL 以深を触らない方法での利用を計画してください。 なお、土埃が飛散しないように養生してください。
4	添付資料 01：⑤	－	工事用道路	添付資料 01：⑤の図で緑色に着色された部分は NEXCO により舗装が敷設されており、緑色着色部の北端部に門扉が設置されている解釈でよろしいでしょうか。工事用仮囲いの干渉が予想されます。門扉の設置位置を明示下さい。(敷地内道路汚損した場合の補修費を見積もるために必要です)	NEXCO による道路整備は、右図に示す位置(ロータリーの北側付近)まで実施される予定であり、同位置に NEXCO により門扉が設置される予定です。ここ以北は、クリーンセンター管理地内となります。

					
5	要求水準書	P.2	第1章第2節4(3)イ	工事用道路の当該門扉の維持管理方法の具体的な内容についてご教示下さい。(開施錠等が必要な場合はその時間など)	開錠・施錠は、工事の実施時間に合わせて、事業者にて設定いただいて構いません。

工事後について

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準書	P.14	第3章第3節4	「現状GLまで埋戻すこと」とありますが、工事完了後の工事範囲には立入禁止措置等の対策が必要でしょうか、ご教示ください。	工事完了後は工事範囲をトラロープ等で囲ってください。
2	要求水準書	P.14	第3章第3節4	埋戻し材としての材料指定（建設再生土、再生砕石、真砂土、砂等）はありますか。また、再生材を使用する場合に品質管理上の要求事項や指導事項はありますか。	特に材料指定はありません。購入土は、環告6号に準拠し事前分析が行われ、土壌汚染の無いことが確認されたものとしてください。なお、再生砕石を使用する場合は、国交省「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」に準拠してください。

その他

No.	資料名	頁	項目名等	質問事項	回答
1	要求水準	P.3	第1章第2節7(1)ア	電波障害調査が必要な電波の種別と影響調査範囲についてご教示願います（想定されている調査対象は何でしょうか。）	想定している電波はテレビ及びラジオですが、電波の種別と影響調査の範囲など具体的には電波障害調査のうち机上調査において確認をお願いします。（要求水準書P.9に記載のとおりです。） なお、机上調査において、隣接する明石クリーンセンターと収集事業課棟などに特に影響するものが無いことを示していただければ、それ以上の調査（現地調査等）は不要です。
2	添付資料04：⑤	－	上水給水経路	受領資料と水道局が管理している水道管路図に齟齬があった場合、別途清算させて頂きませんか。	解体設計において作成された設計書（内訳明細書）を参考に協議の上、決定します。
3	要求水準	P.3	第1章第2節7(1)ウ	本市が行う近隣住民対応の支援について具体的にお示しください。	例えば、要求水準書P.12に記載のとおり、近隣自治会による環境保全委員会（クリーンセンターの運転状況や、各種工事の計画等に関する定期的な説明の場）への、解体工事計画等の説明への協力（資料作成や説明同席など）や、その他住民からの問合せ等への対応支援を想定しています。
4	要求水準	P.9	第2章第3節4(2)オ	近隣住民との調整とありますが具体的な業務をお示しください。	工事予定の周知等を想定しています。
5	要求水準	P.6	第2章第1節(5)	クラウドサーバーは「basepage」の他に採用は可能でしょうか。	不可です。
6	要求水準	P.6	第2章第1節(6)	360° カメラの必要個数及び使い方についてお示しください。	解体工事の進捗状況を撮影し、記録することを目的としています。必要個数は、工事範囲全体を撮影できる必要個数を、事業者にて計画し協議をお願いします。

7	添付資料 01：⑥	P.2	現有施設運営関連の 車両・人動線迂回図 〔解体工事〕	作業員動線の確保にあたり、現小型車庫棟と車庫棟西側の 既設フェンスとの隙間を、一時的に作業員動線として利用 することは可能でしょうか。	現施設の運営に支障とならない範囲であれば、構いません。
8	要求水準書	P.12	第3章第1節10 周辺住民等に対する 工事の周知(1)	「広報等の措置」について想定される具体的な方法、範囲 についてご教示願います。	工事のお知らせ用チラシ作成・配布等を想定しています。 範囲は、周辺自治会を想定していますが、具体的には市と の協議に拠ります。
9	要求水準書	P.9	第2章第3節4(2)コ	仮囲い 1.8mのガードフェンスの上半分は金網仕様です が、目隠し用のシート設置の可否をご教示下さい。	目隠し用のシートを設置してください。
10	現地見学	—	—	管理棟軒にスズメバチの巣がありますが、工事前に発注者 殿にて駆除してもらえますか？	質問解答時点で撤去済みです。
11	添付資料 05：①	—	旧大久保清掃工場－ 建築工事_03－竣工図 〔構造〕 B05	図面にあります旧煙突基礎は、本工事の撤去対象でし ょうか、ご教示ください。	本工事の撤去対象です。
12	現地見学	—	—	撤去範囲内に、「祠」と思われるものが存在しますが、取 り扱いについてご教示願います。	本工事内で、本市が指定する場所へ移設してください。